

本件事故当時、警戒区域に居住していた申立人ら（視覚障害者及びその介護者の2名）が、避難による精神的損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1 及び申立人X 2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

（1）損害項目

自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されるとともに今後の生活の見通しへの不安に対する精神的苦痛の損害

（内訳）

申立人X 1

・平成23年3月分及び同年4月分	各月24万円
・平成23年5月分ないし23年9月分	各月20万円
・平成23年10月分ないし24年5月分	各月16万円
	合計276万円

申立人X 2

・平成23年3月分及び同年4月分	各月24万円
・平成23年5月分ないし24年5月分	各月20万円
	合計308万円

（2）期 間

自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、584万円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人X 2 に対し、第1項記載の損害に対する賠償金の一部として、30万円を支払済みであることを確認し、この既払い金の残額20万6200円について、第2項記載の和解金584万円と精算する。

4 支払方法

（省略）

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
平成24年11月26日

（仲介委員 栗原 浩）